

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	サシマ ヒロシ 鮫島 浩 ＜令和3年10月＞		医学博士		宮崎大学 学長 (令和3.10～令和9.3)

教 員 の 氏 名 等													
(健康科学研究科看護学専攻博士後期課程)													
調査 番号	教員 区分	職位	氏名 フリガナ ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る研究科 等の職務 に従事す る 週当たり 平均日数
①	専	准教授	オオカワ ユリコ 大川 百合子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平13.4)	5日
2	専	教授	サワダ ヒロタケ 澤田 浩武 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.9 0.8 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平12.10)	5日
3	専	教授	ヨシナガ ナオキ 吉永 尚紀 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	1 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平27.1)	5日
4	専	教授	ヤナギタ トシヒコ 柳田 俊彦 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平9.4)	5日
5	専	教授	キノシタ ユミコ 木下 由美子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.8 0.8 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平31.4)	5日
②	専	講師	ヤマサキ ケイロ 山崎 啓子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (令8.4)	5日
③	専	教授	イタタニ トモヤ 板谷 智也 ＜令和9年4月＞		博士 (保健学)		地域創成ヘルスケアシステム論※ ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1前 1後 1～3	1.5 0.7 0.9 2 6	1 1 1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (令5.10)	5日
8	専	教授	タノウエ ヒロキ 田上 博喜 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.4 0.8 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平25.12)	5日
9	専	教授	セキヤ ノブコ 関屋 伸子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (令4.4)	5日
10	専	教授	ノマグチ チカホ 野間口 千香穂 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.4 0.8 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平15.4)	5日
11	専	教授	カネコ マサトキ 金子 政時 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 教授 (平6.1)	5日
④	専	教授	ネギシ ヒロタカ 根岸 裕孝 ＜令和9年4月＞		博士 (経済学)		地域創成ヘルスケアシステム論※ 地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1前 1前 1後 1～3	0.5 0.4 0.5 2 6	1 1 1 1 1		宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平13.4)	5日
⑤	専	教授	ヤタガイ タカシ 谷田貝 孝 ＜令和9年4月＞		博士 (政策研究)		地域学・政策学特論※ 看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1前 1後 1～3	0.8 0.8 0.5 2 6	1 1 1 1 1		宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平27.8)	5日
⑥	専	教授	タンシヨウ テルタカ 丹生 晃隆 ＜令和9年4月＞		経営修士 (専門職)		地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1前 1後 1～3	0.4 0.5 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平27.10)	5日
15	専	教授	スギヤマ トモユキ 杉山 智行 ＜令和9年4月＞		経営管理修士 (専門職)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.8 0.5 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (令3.10)	5日
17	専	准教授	ヨシナガ サオリ 吉永 紗織 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 准教授 (平21.5)	5日
⑦	専	准教授	ニッタ ショウ 新田 沙里 ＜令和9年4月＞		博士 (保健学)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.7 0.8 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 医学部 准教授 (令5.5)	5日
19	専	准教授	マツウラ ユウノスケ 松浦 祐之介 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 准教授 (令3.4)	5日
⑧	専	准教授	マツオカ タカノブ 松岡 崇暢 ＜令和9年4月＞		博士 (学術)		地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1前 1後 1～3	0.4 0.5 2 6	1 1 1 1		宮崎大学 地域資源創成学部 准教授 (令2.4)	5日
21	専	准教授	フナハシ ヒデキ 船橋 英樹 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部 准教授 (令8.4)	5日
22	専	助教	クロギ シュウジ 黒木 修司 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1		宮崎大学 医学部附属病院 助教 (平30.4)	5日
23	その他	教授	ナカイ ミチカズ 中井 陸運 ＜令和9年4月＞		the degree of Doctor of Philosophy (米国)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ 基盤的研究方法特論※	1後 1前	0.2 0.2	1 1		宮崎大学 医学部 教授 (令5.4)	
24	その他	教授	イタイ コウイチロウ 板井 孝一郎 ＜令和9年4月＞		修士 (文学)		基盤的研究方法特論※	1前	0.1	1		宮崎大学 医学部 教授 (平14.4)	
25	その他	教授	イケノウエ タツヨシ 池之上 辰義 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		基盤的研究方法特論※	1前	0.2	1		宮崎大学 医学部 教授 (令8.1)	
26	その他	教授	タケヤ リュウ 武谷 立 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		サイエンスコミュニケーション特論	2後	2	1		宮崎大学 医学部 教授 (平26.3)	
27	その他	教授	イケダ マサヒロ 池田 正浩 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		基盤的研究方法特論※ サイエンスコミュニケーション特論	1前 2後	0.5 2	1 1		宮崎大学 農学部 教授 (平7.9)	
28	その他	教授	サトウ レイイチロウ 佐藤 礼一郎 ＜令和9年4月＞		博士 (獣医学)		サイエンスコミュニケーション特論	2後	2	1		宮崎大学 農学部 教授 (令2.4)	
⑨	その他	准教授	ツチヤ ユウ 土屋 有 ＜令和9年4月＞		修士 (経営情報学)		地域創成ヘルスケアシステム論※	1前	0.4	1		宮崎大学 地域資源創成学部 准教授 (平28.4)	
30	その他	講師	ナカガミ ゴウジロウ 仲上 豪二郎 ＜令和9年4月＞		博士 (保健学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※	1前	0.5	1		宮崎大学 非常勤講師 (令9.4)	

教 員 の 氏 名 等												
(健康科学研究科看護学専攻博士後期課程)												
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る研究科 等の職務 に従事す る 週当たり 平均日数
①	専	准教授	オオカワ ユリコ 大川 百合子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平13.4)	5日
2	専	教授	サワダ ヒロタケ 澤田 浩武 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.9 0.8 2 6	1 1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平12.10)	5日
3	専	教授	ヨシナガ ナオキ 吉永 尚紀 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	1 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平27.1)	5日
4	専	教授	ヤナギタ トシヒコ 柳田 俊彦 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平9.4)	5日
5	専	教授	キノシタ ユミコ 木下 由美子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.8 0.8 2 6	1 1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平31.4)	5日
②	専	講師	ヤマサキ ケイコ 山崎 啓子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (令8.4)	5日
③	専	教授	イタタニ トモヤ 板谷 智也 ＜令和9年4月＞		博士 (保健学)		地域創成ヘルスケアシステム論※ ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1前 1後 1～3	1.5 0.7 0.9 2 6	1 1 1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (令5.10)	5日
8	専	教授	タノウエ ヒロキ 田上 博喜 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.4 0.8 2 6	1 1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平25.12)	5日
9	専	教授	セキヤ ノブコ 関屋 伸子 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (令4.4)	5日
10	専	教授	ノマグチ チカホ 野間口 千香穂 ＜令和9年4月＞		博士 (看護学)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.4 0.8 2 6	1 1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平15.4)	5日
11	専	教授	カネコ マサトキ 金子 政時 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 教授 (平6.1)	5日
④	専	教授	ネギシ ヒロタカ 根岸 裕孝 ＜令和9年4月＞		博士 (経済学)		地域創成ヘルスケアシステム論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※	1前 1前	0.5 0.5	1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平13.4)	5日
⑤	専	教授	ヤタガイ タカシ 谷田貝 孝 ＜令和9年4月＞		博士 (政策研究)		看護実践知デザイン論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※	1後 1前	0.8 0.5	1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平27.8)	5日
⑥	専	教授	タンショウ テルタカ 丹生 晃隆 ＜令和9年4月＞		経営修士 (専門職)		ヘルスケアデザイン看護学特論※	1前	0.5	1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平27.10)	5日
15	専	教授	スギヤマ トモユキ 杉山 智行 ＜令和9年4月＞		経営管理修士 (専門職)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※	1後 1前	0.8 0.5	1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (令3.10)	5日
17	専	准教授	ヨシナガ サオリ 吉永 砂織 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 准教授 (平21.5)	5日
⑦	専	准教授	ニッタ シオリ 新田 汐里 ＜令和9年4月＞		博士 (保健学)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1前 1後 1～3	0.7 0.8 2 6	1 1 1 1	宮崎大学 医学部 准教授 (令5.5)	5日
19	専	准教授	マツウラ ユウノスケ 松浦 祐之介 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 准教授 (令3.4)	5日
⑧	専	准教授	マツオカ タカノブ 松岡 崇暢 ＜令和9年4月＞		博士 (学術)		ヘルスケアデザイン看護学特論※	1前	0.5	1	宮崎大学 地域資源創成学部 准教授 (令2.4)	5日
21	専	准教授	フナハシ ヒデキ 船橋 英樹 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部 准教授 (令8.4)	5日
22	専	助教	クロギ シュウジ 黒木 修司 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.5 2 6	1 1 1	宮崎大学 医学部附属病院 助教 (平30.4)	5日
23	その他	教授	ナカイ ミチカズ 中井 隆運 ＜令和9年4月＞		the degree of Doctor of Philosophy (米国)		ヘルスデータサイエンスと政策・マネジメント論※ 基盤的研究方法特論※	1後 1前	0.2 0.2	1 1	宮崎大学 医学部 教授 (令5.4)	
24	その他	教授	イタイ コウイチロウ 板井 孝一郎 ＜令和9年4月＞		修士 (文学)		基盤的研究方法特論※	1前	0.1	1	宮崎大学 医学部 教授 (平14.4)	
25	その他	教授	イケノウエ タツヨシ 池之上 辰義 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		基盤的研究方法特論※	1前	0.2	1	宮崎大学 医学部 教授 (令8.1)	
26	その他	教授	タケヤ リュウ 武谷 立 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		サイエンスコミュニケーション特論	2後	2	1	宮崎大学 医学部 教授 (平26.3)	
27	その他	教授	イケダ マサヒロ 池田 正浩 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		基盤的研究方法特論※ サイエンスコミュニケーション特論	1前 2後	0.5 2	1 1	宮崎大学 農学部 教授 (平7.9)	
28	その他	教授	サトウ レイイチロウ 佐藤 礼一郎 ＜令和9年4月＞		博士 (獣医学)		サイエンスコミュニケーション特論	2後	2	1	宮崎大学 農学部 教授 (令2.4)	
⑨	その他	准教授	ツチヤ ユウ 土屋 有 ＜令和9年4月＞		修士 (経営情報学)		地域創成ヘルスケアシステム論※	1前	0.4	1	宮崎大学 地域資源創成学部 准教授 (平28.4)	
30	その他	講師	ナカガミ ゴウジロウ 仲上 豪二郎 ＜令和9年4月＞		博士 (保健学)		ヘルスケアデザイン看護学特論※	1前	0.5	1	宮崎大学 非常勤講師 (令9.4)	

教員の氏名等												
（健康科学研究科看護学専攻博士後期課程）												
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る研究科 等の職務 に従事す る 週当たり 平均日数
④	専	教授	ネギシ ヒロタカ 根岸 裕孝 ＜令和9年4月＞		博士 (経済学)		地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.4 2 6	1 1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平13.4)	5日
⑤	専	教授	ヤタガイ タカシ 谷田貝 孝 ＜令和9年4月＞		博士 (政策研究)		地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.8 2 6	1 1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平27.8)	5日
⑥	専	教授	タンシヨウ テルタカ 丹生 晃隆 ＜令和9年4月＞		経営修士 (専門職)		地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.4 2 6	1 1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (平27.10)	5日
15	専	教授	スギヤマ トモユキ 杉山 智行 ＜令和9年4月＞		経営管理修士 (専門職)		ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1後 1～3	2 6	1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 教授 (令3.10)	5日
⑧	専	准教授	マツオカ タカノブ 松岡 崇暢 ＜令和9年4月＞		博士 (学術)		地域学・政策学特論※ ヘルスケアデザイン看護学演習 ヘルスケアデザイン看護学特別研究	1前 1後 1～3	0.4 2 6	1 1 1	宮崎大学 地域資源創成学部 准教授 (令2.4)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	1人	5人	3人	人	11人	その他の 内訳： ・経営修 士（専門 職）1 ・経営管 理修士 （専門 職）1
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	2人	人	人	人	2人	
准 教 授	博 士	人	人	1人	4人	1人	人	人	6人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	3人	7人	6人	3人	人	19人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	2人	人	人	人	2人	

(健康科学研究科看護学専攻博士後期課程)

調書番号	教員区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	採用根拠等
10	専	教授	ノマグチ チカホ 野間口 千香穂 ＜令和9年4月＞		国立大学法人宮崎大学職員就業規則附則第5項 役員会（令和8年2月27日開催）にて承認
11	専	教授	カネコ マサトキ 金子 政時 ＜令和9年4月＞		国立大学法人宮崎大学職員就業規則附則第5項 役員会（令和8年2月27日開催）にて承認

○国立大学法人宮崎大学職員就業規則（案）

平成 16 年 4 月 1 日
制定

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この就業規則（以下「本規則」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 本規則において「職員」とは、常時本法人に勤務する教育職員、事務職員、技術職員、技能・労務職員、教務職員、看護職員及び医療職員をいう。

2 本規則において「諸規則」とは、国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程及び国立大学法人宮崎大学学内規則等の基準に関する規程実施細則に基づき定められた規則等をいう。

3 本法人が雇用の期間を定めて雇用する職員、第 21 条の規定により再雇用された職員、その他第 1 項に掲げる職員以外の就業に関する事項については、別に定める。

（権限の委任）

第 3 条 学長は、本規則に規定する権限の一部を学長が指定する者に委任することができる。

（法令との関係）

第 4 条 本規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

（遵守遂行）

第 5 条 本法人及び職員は、それぞれの立場で法令及び諸規則を遵守し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

第 2 章 採用・退職等

第 1 節 採用

（採用）

第 6 条 職員の採用は、国立大学法人宮崎大学職員採用・退職規程（以下「職員採用・退職規程」という。）に基づく選考による。

（労働条件の明示）

第 7 条 学長は職員の採用に際し、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項並びに就業の場所及び従事する業務の変更の範囲
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇並びに交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（提出書類）

第 8 条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の職員となった者については、その一部を省略することができる。

- (1) 入職誓約書
- (2) 履歴書

- (3) 資格に関する証明書
- (4) 住民票記載事項の証明書
- (5) 扶養親族等に関する書類
- (6) その他学長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに、学長に届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 職員として採用された者には、採用の日から6箇月間の試用期間を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本法人の職員となった者については、この限りではない。

- 2 試用期間中に職員として、あるいは試用期間終了時、正規の職員とするに学長が不適当と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第10条 職員の昇任については、その職員の勤務実績等に基づいて職員採用・退職規程の定めるところにより行う。

(降任)

第11条 職員が次のいずれかに該当するときには、職員採用・退職規程の定めるところにより降任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 本規則の定めるところによる懲戒処分を受けた場合
- (3) 負傷又は疾病により勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 管理職勤務上限年齢に達した場合
- (5) その他、職務に対する必要な適格性を欠く場合

第3節 異動

(異動等)

第12条 学長は、業務上の必要により職員に異動（配置転換、転勤、出向）を命じ、又は担当業務以外の業務を行わせることがある。

- 2 前項に規定する異動等（移籍出向の場合を除く。）を命ぜられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員出向規程に定める。

(クロスアポイントメント制度)

第12条の2 学長は、本学教育職員又は本学以外他機関の職員を、本学及び他機関の双方の身分を有し本学及び他機関の業務を行うことについて協定を締結した上で、在籍出向をさせ、又は採用することができる。

- 2 クロスアポイントメント制度に関する事項は、別に定める。

(赴任)

第13条 赴任の命令を受けた職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に新任地に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、定められた期間内に新任地に赴任できない場合は、新任地の上司の承認を得なければならない。

- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第4節 休職

(休職)

第 14 条 職員が次のいずれかに該当するときは、これを休職とする。

- (1) 国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「労働時間・休暇等規程」という。）第 22 条第 1 項の特定病気休暇が連続して 90 日を超える場合（同条第 3 項及び第 4 項の特定病気休暇が連続しているものとみなす期間及び特定病気休暇を使用した日とみなす日を含む。）
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) 学校、研究所、病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休職することが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員休職規程に定める。（休職の期間等）

第 15 条 前条第 1 項各号に掲げる事由による休職の期間（第 2 号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3 年を超えることができない。この場合において、休職の期間が 3 年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第 1 項第 2 号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が 2 年を超えるときは、2 年とする。

（復職）

第 16 条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。ただし、第 14 条第 1 項第 1 号の規定により休職した職員については、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り復職させるものとする。この場合、医師について学長が指定することができる。

2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。ただし、第 18 条第 4 号に該当する場合は、この限りではない。

3 前 2 項の場合は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

（再休職）

第 17 条 第 14 条第 1 項第 1 号の規定により休職した職員が、復職後 3 月以内に再び同一傷病により休暇を要する場合には、病気休暇期間を経ずに休職とし、前の休職期間と通算する。

第 5 節 退職及び解雇

（退職）

第 18 条 職員は、次のいずれかに該当するときは退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認された場合、又は文書による願い出の提出後 30 日を経過した場合
- (2) 定年（第 20 条第 2 項に定める定年）に達した場合
- (3) 学長の命に職員が同意し、移籍出向する場合
- (4) 第 15 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- (5) 本法人の専任の役員に就任した場合
- (6) 死亡した場合
- (7) 30 日を超えて生死不明又は所在不明となり、主たる生計を共にする家族が同意した場合

（自己都合による退職手続）

第 19 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従前の職務に従事しなければならない。
(定年)

第 20 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。

2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

(再雇用)

第 21 条 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を除く職員のうち、年齢 60 年に達した日以降の属する事業会計年度の末日に第 18 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により退職した者で、再雇用を希望する者について、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、採用することができる。

2 前項の対象となる職員の範囲、その他就業に関して必要な事項は、国立大学法人宮崎大学再雇用職員就業規則の定めるところによる。

3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

(解雇)

第 22 条 学長は、職員が次のいずれかに該当するときには、解雇することができる。

(1) 禁固以上の刑に処せられた場合

(2) 勤務実績が著しく不良の場合

(3) 負傷又は疾病により業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(5) 組織の改廃等により、職員の減員が必要となった場合

(6) 外部資金の受入終了、プロジェクト等の業務の完了等の事由により、従事している業務を終了せざるを得ない場合。ただし、個別の労働契約書により従事する業務の内容を当該プロジェクト等の業務に限定した職員に限る。

(7) 天災事変その他やむを得ない事情により、本法人の事業継続が不可能となった場合

2 職員の解雇について必要な事項は、「職員採用・退職規程」に定める。

(解雇制限)

第 23 条 本規則の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において、療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払う場合（打切補償を支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りではない。

(1) 業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後 30 日間

(2) 産前産後の女性職員が、労働時間・休暇等規程第 24 条別表 6 第 6 号及び第 7 号の規定により休業する期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 24 条 第 22 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分の解雇予告手当を支払う。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために、事業の継続が不可能となった場合、又は、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であって、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りではない。

2 第 9 条第 2 項の規定により、試用期間中の職員を解雇する場合においても前項を準用する。ただし、採用後 14 日以内の職員を解雇する場合は、この限りではない。

(退職時等の責務)

第 25 条 退職した者又は解雇された者は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。

2 退職する者又は解雇される者は、本法人からの貸与物等を返還するとともに、本法人に債務がある場合には、退職の日又は解雇の日までに完済しなければならない。

3 再就職した者（国立大学法人宮崎大学における役職員の退職管理に関する規程第 4 条第 1 項第 1 号に規定する再就職者をいう。）は、職員又は役員に同項各号に規定する要求又は依頼をしてはならない。

(退職時等の証明)

第 26 条 労基法第 22 条に定める退職等証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

第 3 章 給与

(給与)

第 27 条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員給与規程に定める。

第 4 章 評価

(勤務実績の評価)

第 28 条 学長は、定期的に職員の勤務実績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

第 5 章 服務

(誠実義務)

第 29 条 職員は、職務上の責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、上司の指示に従い、本法人の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第 30 条 職員は、本規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第 31 条 職員は、次に掲げる期間は、職務専念義務を免除される。

- (1) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）第 12 条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- (3) 均等法第 13 条の規定に基づき、通勤緩和、休憩及び休業により勤務しないことを承認された期間
- (4) 勤務期間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- (5) 勤務期間内のレクリエーションへの参加を承認された期間
- (6) その他必要と認められる期間

2 職務専念義務免除の承認手続きその他必要な事項については、労働時間・休暇等規程に定める。

(遵守事項)

第 32 条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 正当な理由なく欠勤するなど勤務を怠らないこと。
- (2) 職場の内外を問わず、本法人の名誉又は信用を傷つけないこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。

- (5) 本法人の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 学内で、教育、研究等に多大な影響を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送、宣伝、集会又は文書画の配付・回覧・掲示その他これに準ずる行為を行わないこと。
- (7) 許可なく、学内で営利を目的として金品の貸借又は物品の売買を行わないこと。

（職員の倫理）

第 33 条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人宮崎大学職員倫理規程に定める。

（ハラスメントの防止等）

第 34 条 職員は、いかなるハラスメント及び人権侵害も行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならない。

- 2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する指針に基づき、国立大学法人宮崎大学ハラスメント等の防止・対策に関する規程に定める。

（入構禁止又は学外退去）

第 35 条 学長は、職員が次のいずれかに該当するときは、学内への入構を禁止し、又は学外へ退去させることがある。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はその恐れのある場合
 - (2) 火器、凶器等の危険物を所持している場合
 - (3) 衛生上有害と認められる場合
 - (4) 口蹄疫の発生国から帰国しダウンタイムの期間内にある場合
 - (5) その他、前各号のほか就業に不都合と認められる場合
- 2 前項第 1 号から第 3 号若しくは第 5 号の規定により入構を禁止され、又は学外へ退去させられ勤務しなかった場合は、欠勤として取り扱うものとし、給与は支払わない。

（兼業の制限）

第 36 条 職員は、許可を受けた場合でなければ、本務以外の業務に従事してはならない。

- 2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 労働時間、休日及び休暇等

（労働時間等）

第 37 条 職員の労働時間、休日及び休暇等について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

（在宅勤務）

第 37 条の 2 職員は、学長の許可を受けた場合、在宅勤務を行うことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、学長は、業務上必要がある場合には、職員に在宅勤務を命ずることができる。
- 3 職員の在宅勤務について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員の在宅勤務の実施に関する規程に定める。

（育児休業等）

第 38 条 職員は、3 歳に満たない子を養育するため必要があるときは、学長に申し出ることにより育児休業をすることができる。

- 2 育児休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

（介護休業等）

第 39 条 職員のうち必要がある者は、学長に申し出ることにより介護休業をすることができる。

2 介護休業をすることができる職員の範囲その他必要な事項については、国立大学法人宮崎大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第 39 条の 2 職員としての在職期間が 2 年以上である職員は、大学等における修学又は国際貢献活動のために休業を請求し、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員自己啓発等休業規程に定める。

(配偶者同行休業)

第 39 条の 3 職員は、学長が業務の運営に支障がないと認めるときは、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業（以下「配偶者同行休業」という。）をすることができる。

2 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める。

第 7 章 職員研修

(職員研修)

第 40 条 職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教育職員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育職員は、学長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

5 研修について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学の職員研修に関する規程に定める。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 41 条 学長は、職員が、次のいずれかに該当するときは、表彰する。

(1) 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合

(2) 業務上、特に顕著な功績があった場合

(3) 永年勤続し、勤務実績が良好であった場合

(4) その他表彰に値する場合

2 職員の表彰について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員表彰規程に定める。

(懲戒)

第 42 条 学長は、職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒処分を行うことができる。

(1) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合

(2) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えた場合

(3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合

(4) 重大な経歴詐称をした場合

(5) 法令、本規則その他本法人の定める諸規則に違反した場合

(6) 前各号に準ずる行為があった場合

2 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に定める。

(懲戒の種類)

第 43 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 戒告 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を一部減額する。ただし、減給額は 1 事案について平均賃金の 1 日分の半額、数事案に及ぶ場合も総額は 1 給与支払期間の給与総

額の 10 分の 1 を超えないものとする。

- (3) 停職 始末書を提出させるほか、12 月間を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - (4) 降任 始末書を提出させるほか、現在就いている役職より下位の役職へ就ける。
 - (5) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、懲戒解雇とする。
 - (6) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、労基法第 20 条に規定する手当を支給しない。
- (訓告等)

第 44 条 前条に関わる懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又はその者に注意を喚起する文書等により行う。

(損害賠償)

第 45 条 職員が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第 9 章 安全衛生

(安全及び衛生管理)

第 46 条 本法人における職員の安全及び衛生管理について必要な事項は、「国立大学法人宮崎大学職員安全衛生管理規程」に定める。

(就業禁止)

第 46 条の 2 学長は、職員が次のいずれかに該当するときは、その就業を禁止することがある。

- (1) 伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある場合
- (2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある場合
- (3) 前 2 号に準ずる場合

2 学長は、前項の規定により就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(妊産婦職員の保護)

第 47 条 妊娠中又は出産後 1 年を経過しない職員（以下「妊産婦職員」という。）が請求した場合は、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務をさせてはならない。

2 妊産婦職員の勤務制限について必要な事項は、労働時間・休暇等規程に定める。

第 10 章 知的財産

(知的財産等)

第 48 条 職員が、本法人において業務として行った発明その他に対する知的財産等の取扱いについては、別に定める。

第 11 章 出張

(出張)

第 49 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張が終了したときは、速やかに、上司に報告書を提出しなければならない。

(旅費)

第 50 条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員等旅費規程に定める。

第 12 章 福利・厚生

(宿舍利用基準)

第 51 条 職員の宿舍利用については、国家公務員宿舍法（昭和 24 年法律第 117 号）及び国家公務員宿舍法施行令（昭和 33 年政令第 341 号）の定めるところによる。

2 本法人が所管する宿舍について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員宿舍規程に

定める。

第 13 章 共済

(共済)

第 52 条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）の定めるところによる。

第 14 章 災害補償

(業務上の災害補償)

第 53 条 職員が業務上の災害を被った場合の補償については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（以下「労災法」という。）の定めるところによる。

(通勤途上の災害補償)

第 54 条 職員が通勤途上に災害を被った場合の給付等については、労災法の定めるところによる。

第 15 章 退職手当

(退職手当)

第 55 条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程に定める。

第 16 章 その他

(苦情処理)

第 56 条 労働条件等に関する職員の苦情を迅速かつ公正に処理するために、本法人に苦情処理制度を設ける。

2 苦情処理制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 施行日の前日に国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条の規定により休職の発令がされている職員については、当該発令されていた休職期間を本規則の第 15 条規定による休職期間に通算されるものとする。

3 平成 28 年 4 月 1 日の宮崎大学地域資源創成学部の設置に伴い、同学部の教授として在職する者で同学部が完成する平成 32 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第 2 項の規定は適用しない。

4 前項の規定を適用された者は、平成 32 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

5 令和 9 年 4 月 1 日の宮崎大学健康科学研究科博士後期課程の設置に伴い、同研究科の教授として在職する者で同研究科同課程が完成する令和 12 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者のうち、学長が認めた者については、同条第 2 項の規定は適用しない。

6 前項の規定を適用された者は、令和 12 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 4 月 1 日の宮崎大学大学院農学工学総合研究科の設置に伴い、同研究科の専任の教授として採用された者及び同研究科の専任の教授として在職する者で同研究科が完成する平成 22 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、第 20 条の規定は適用しない。

3 前項の規定を適用された者は、平成 22 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 4 月 1 日の宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科の設置に伴い、同研究科の担当の教授として在職する者で同研究科が完成する平成 26 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、第 20 条第 2 項の規定は適用しない。

3 前項の規定を適用された者は、平成 26 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年 4 月 1 日の宮崎大学大学院地域資源創成学研究科の設置に伴い、地域資源創成学部の教授として在職する者で同研究科が完成する令和 4 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者については、同条第 2 項の規定は適用しない。

3 前項の規定を適用された者は、令和 4 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

(定年の段階的引き上げに係る経過措置)

2 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を除く職員のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 20 条第 1 項の規定の適用については、同項中「65 年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる年齢とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日	64 年

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 22 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は令和 6 年 4 月 1

日から施行する。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人宮崎大学職員就業規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）の一部改正（案）

1	改正理由	健康科学研究科における、業務の円滑な継続及び組織運営の安定化、並びに博士後期課程の設置に伴い、定年退職の特例措置を設けるため、所要の改正を行う。
---	------	--

2	改正内容
---	------

（下線の部分は改正部分）

新	旧
第 1 条～第 1 9 条 （略） （定年） 第 2 0 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。 2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。 第 2 1 条～第 5 6 条 （略） 附 則 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 2～4 （略） <u>5 令和 9 年 4 月 1 日の宮崎大学健康科学研究科博士後期課程の設置に伴い、同研究科の教授として在職する者で同研究科同課程が完成する令和 12 年 3 月 31 日までの間に第 20 条の規定により退職すべきこととなる者のうち、学長が認めた者については、同条第 2 項の規定は適用しない。</u> <u>6 前項の規定を適用された者は、令和 12 年 3 月 31 日限りで退職するものとする。</u> 附 則 <u>この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条～第 1 9 条 （略） （定年） 第 2 0 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。 2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。 第 2 1 条～第 5 6 条 （略） 附 則 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 2～4 （略） （新設） （新設）

3	施行日	令和 9 年 4 月 1 日
---	-----	----------------

4	参考資料等	なし
---	-------	----